国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（記載事項訂正）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第７号の処分に係る手数料（渡航書）
ドミニカ共和国	ペソ	6,580	4,530	2,470	2,470	660	370	1,030	1,030
トリニダード・トバゴ	ドル	1,140	790	430	430	110	60	180	180
ニカラグア	コルドバ・オロ	3,810	2,620	1,430	1,430	380	210	600	600
ハイチ	グルド	7,140	4,910	2,680	2,680	710	400	1,120	1,120
パナマ	バルボア	180	124	67	67	18	10	28	28
パラグアイ	ガラニ	842,000	579,000	316,000	316,000	84,000	47,000	132,000	132,000
ブラジル	ヘアル	320	220	120	120	32	18	50	50
ベネズエラ	ボリバル	760	520	290	290	80	40	120	120
ペルー	ヌエボ・ソル	516	355	194	194	52	29	81	81
ボリビア	ボリヴィアーノ	1,230	850	460	460	120	70	190	190
ホンジュラス	レンピラ	3,410	2,350	1,280	1,280	340	190	530	530
メキシコ	ペソ	2,290	1,570	860	860	230	130	360	360